

医療保険証の写し及び所得等確認書類について

受診者が加入している医療保険によって、提出が必要な方、提出書類が異なります。

	加入している医療保険		
	★国民健康保険（国保） ★後期高齢者医療保険 （後期高齢） 例：〇〇市（町村）国民健康保険、青森県後期高齢者医療広域連合	★国民健康保険組合 （国保組合） 例：医師国保組合、全国土木建築国保組合、全国板金業国保組合、中央建設国保組合	★被用者保険 （社会保険） 例：全国健康保険協会〇〇支部、〇〇健康保険組合、〇〇共済組合
④医療保険証の写し	住民票上同じ医療保険の加入者全員分 〔18歳未満の受診者の保護者が後期高齢者医療保険加入者である場合は、保護者の医療保険証の写しも必要です。〕	同居・別居を問わず、同じ医療保険の加入者全員分	受診者及び被保険者分 〔受診者の医療保険証に被保険者氏名が記載されている場合は被保険者分を省略できます。〕
⑤所得等確認書類	◆令和元（平成31）年度所得課税証明書（※1） 医療保険証提出者全員分 〔中学生以下の方については提出不要です。〕	◆令和元（平成31）年度所得課税証明書（※1） 医療保険証提出者全員分	◆令和元（平成31）年度所得課税証明書（※1） 被保険者分 〔被保険者の「年税額」が0円の場合は、受診者または保護者の分も必要で。〕
	◆市町村民税非課税世帯の場合の追加書類 上記により、全員分の「年税額」が0円で、受診者または保護者（受診者が18歳未満の場合）が下記の障害年金等（※2）を受給している場合は、受診者または保護者の平成30年1月から12月分の受給額が分かる書類 ⇒ 年金の振込通知書の写しや改定通知書の写し等		

※1 令和元（平成31）年度所得課税証明書について

平成31年1月1日に住民登録がある市町村で交付が受けられます。

「国保組合加入者」と「被用者保険加入者で被保険者の年税額が0円の方」を除き、市町村民税の税額決定・納税通知書や、給与所得者等の特別徴収税額決定通知書で代用可能です。ただし、源泉徴収票は代用できません。

※2 障害年金等について

障害年金（基礎年金、厚生年金、共済年金等）、特別障害給付金、特別障害者手当、（経過的）福祉手当、寡婦年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、遺族年金（基礎年金、厚生年金、共済年金等）、障害手当（一時金）